千葉市美浜区選挙管理委員会告示第１２号

令和７年７月２０日執行の参議院千葉県選出議員選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第６２条第２項、第４項又は第５項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和７年７月３日

千葉市美浜区選挙管理委員会委員長　久　保　田　寅　英

区　　分	場　　所	日　　時
公職選挙法第６２条第２項の規定によるくじ	千葉市美浜区役所３階 千葉市美浜区選挙管理委員会事務局	７月１７日 午後６時００分
公職選挙法第６２条第４項の規定によるくじ	千葉市美浜区役所３階 千葉市美浜区選挙管理委員会事務局	７月１７日 午後６時０５分
公職選挙法第６２条第５項の規定によるくじ	千葉市美浜区役所３階 千葉市美浜区選挙管理委員会事務局	事実発生の都度